

追加支援

諫早市「中小企業等燃料費高騰対策緊急支援事業」
(製造業者、倉庫業者、運送業者、運転代行業者)
【申請要項】

【申請期間】 令和5年5月8日(月)から6月30日(金)まで

※本申請要項をよくご確認ください。期間内に申請してください。

【申請書類の提出方法】

◆郵送申請

「5. 申請に必要な書類」に定める書類を、以下の送付先へ郵送してください。
令和5年6月30日(金)の消印有効です。

【送付先】 〒854-8601

諫早市東小路町7番1号

諫早市緊急経済対策室(燃料費高騰対策支援事業事務局) 宛

※郵送時は封筒等に差出人の住所及び申請者名を明記してください。

※書類の記入にあたっては、消せるボールペン等は使用しないでください。

※提出された書類は返却しません。必要書類は、申請書や誓約書兼同意書等の所定の様式を除き、写しを提出してください。

※レターパックや簡易書留等、郵送物の追跡ができる方法での郵送をお勧めします。

※申請書受付完了有無についてのお答えはいたしかねます。

窓口での申請は、込み合う可能性がありますので、郵送での申請にご協力ください。

◆申請書の入手方法

① 諫早市のホームページからダウンロードが可能です。

② 諫早市役所6階「緊急経済対策室」及び支所、出張所、諫早商工会議所、諫早市商工会(本所、支所)で配布します。

※9:00から17:00まで(土日祝日を除く)

【問い合わせ先】

諫早市燃料費高騰対策支援コールセンター

(電話番号) 0957-22-1620

(受付時間) 9:00~17:00(土日祝日除く)

※更新する場合がありますので、申請時に最新版を確認してください。

郵送時に切り取って
ご利用ください。



宛先切り取り線

〒854-8601

諫早市東小路町7番1号

諫早市緊急経済対策室 行

(燃料費高騰対策支援事業申請書在中)

1. 支援の概要

(1) 趣旨

燃料費高騰により特に大きな影響を受けている、製造業、倉庫業、運送業、運転代行業を営む中小企業者等に対して、経費増大の負担軽減と事業の継続及びさらなる発展を後押しする支援金を交付します。

(2) 対象事業種

令和5年3月31日以前に設立又は開業した中小企業者等であって、申請日時点で市内に本社または事業所等がある法人（中小企業者、小規模事業者）、又は、住民票が諫早市内にある個人事業者（フリーランスを含む）

※事業所等…〔対象となる例〕支店、営業所、事務所、工場など

〔対象外となる例〕資材置場、一時的な事務所、
従業員のための寮・保養所など

※申請者が営む事業のうち、売上が最も多い事業が次のいずれかに該当する場合、申請が可能です。

【製造業とは】（日本標準産業分類一大分類に該当）

○有機物又は無機物に物理的、化学的な手を加えて新しい製品を製造加工し、その製品を卸売する中小企業者等

○新たな製品の製造加工を行い、かつ、新たな製品を主として卸売する事業所であること

※卸売とは主に卸売業者又は小売業者に販売することをいう。

※単に製品を選別する、包装の作業を行う場合は製造業に該当しない。

※自動車修理業は自動車整備業に該当し、製造業には該当しない。

※自ら製造した製品を店舗により、その場で個人又は家庭用消費者へ販売する、いわゆる製造小売業は製造業に該当しない。

※自らは製造を行わないで、自己の所有に属する原材料を下請け工場などに支給して製品をつくらせ、これを自己の名称で販売する製造問屋は製造業に該当しない。

【倉庫業とは】

○寄託を受けて顧客の物品などを倉庫などで保管する事業であり、原料から製品、冷凍・冷蔵品や危険物に至るまで多種多様な物品を大量かつ安全に保管する中小企業者（倉庫業法第3条に基づく登録を行っている者）

【運送業とは】

○運賃又は手数料を受けて旅客・貨物の運送を行う事業者

道路運送法第4条及び貨物自動車運送事業法第3条に基づく許可を受けている

者、又は、貨物自動車運送事業法第36条に基づく届出をした中小企業者

※対象車両は、令和5年4月1日時点で所有及び事業に使用している車両。

【運転代行業とは】

○自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第4条に基づく認定を受けた中小企業者

※対象車両は、令和5年4月1日時点で所有及び事業に使用している車両。

(3) 支援金の給付額

【製造業者、倉庫業者】

前事業年度の売上高	給付額
3億円以上	100万円
1億円以上3億円未満	70万円
3千万円以上1億円未満	40万円
3千万円未満	20万円

【運送業者、運転代行業者】(保有台数×単価)

車の種類	単価
普通貨物車	6万円
小型貨物車	4万円
軽貨物自動車	2万円
大型、中型バス	6万円
小型、マイクロバス	4万円
タクシー	2万円
運転代行自動車	2万円

※ただし、1事業者200万円を限度とする。

2. 支給要件

支給要件は以下の(1)から(4)とし、申請者は全ての要件に該当する必要があります。

(1) 申請日時点で事業を継続しており、かつ今後も事業を継続する意思があること。

(2) 令和4年の確定申告を行っていること。

※事業開始直後で、確定申告ができていない場合は、開業届等を提出ください。

(3) 次のいずれにも該当しないこと。

① 大企業※1及びみなし大企業※2

② その他、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に規定する公共法人

③ 政治団体、宗教上の組織又は団体、本支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと諫早市長が判断する者

④ 経済団体、文化団体、NPO法人、公益法人等の非営利的団体(ただし、継続して収益事業を行っている場合を除く)

※1 大企業：中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者(個人事業者を含む。)に該当しない企業

※2 みなし大企業

・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(4) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、諫早市暴力団排除条例（平成24年諫早市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団関係者には該当せず、かつ将来にわたっても該当しない者。また、上記の暴力団、暴力団員等が経営に事実上参画していない者。

3. 支援金の支給

申請内容等を審査し、適正と認められる場合は支援金を支給します。審査の結果は、後日郵送する「振込通知書」でお知らせし、支援金は申請された金融機関口座に振り込みます。なお、申請から支給までは、概ね3週間程度の期間を要しますが、提出書類の不備や申請内容によっては、審査に時間を要する場合があります。

※振込通知書は再発行できませんので、受け取った後は大切に保管してください。

※この支援金は、課税の対象となります。

4. その他

(1) 支援金の支給後、虚偽の申請等不正な行為が判明した場合は、支援金の返還を求めるとともに、加算金及び延滞金を請求します。

また、申請者の法人名、屋号、氏名等の公表等の措置をとることがあります。

なお、加算金については、支援金受領の日から返還の日までの日数に応じ、支援金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した金額とします。

延滞金については、返還期限までに納付しなかった場合に求めることとし、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した金額とします。その他取扱いについては、諫早市補助金交付規則（平成17年3月1日規則第53号）に準じます。

(2) 支援金を円滑・確実に支給するため、必要に応じ、事業内容等に関する調査・確認を行うことがあります。

(3) 諫早市税担当課に市税等の課税及び納付状況について照会を行います。

(4) 申請者（代表者及び役員等）の個人情報について、申請者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団関係者でないことを照会するため、長崎県警察に提供することがあります。

(5) 申請にあたり提出された情報は、支援金の審査・支給に関する事務に限り使用し、誓約兼同意事項を除き他の目的には使用しません。

(6) 提出された申請書類は返却しません。

(7) 申請書類の提出後、必要に応じ、追加で書類の提出を依頼することがあります。期日までに提出されない場合は、不支給として取り扱います。

5. 申請に必要な書類

書類名及び説明	
①	諫早市中小企業等燃料費高騰対策緊急支援補助金交付申請書 (製造業者、倉庫業者、運送業者、運転代行業者)(様式1号)
②	誓約書兼同意書(様式2号)
③	申請額計算表(様式3号)
④	チェックリスト
⑤	<p>本人確認書類(写し)</p> <p>【法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諫早市内に本社、本店等がある場合 履歴事項全部証明書(現在の状況と相違ないもの) ・諫早市内に事業所、営業所等がある場合 直近の納税証明書(法人市民税) <p>【個人事業者等の場合】</p> <p>住所・氏名・生年月日・顔写真が判別できるものを提出してください。</p> <p>例：運転免許証(両面)(返納している場合、運転経歴証明書で代替可)など</p>
⑥	<p>営業実態の確認書類(写し)</p> <p>(1) 法人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近の事業年分の法人税確定申告書別表一の控え、及び決算報告書等(損益計算書など収入の内訳が確認できるもの) <p>(2) 個人事業者等の場合</p> <p>■青色申告の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年の所得税確定申告書の第一表の控え、及び青色申告決算書の1枚目 <p>■白色申告の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年の所得税確定申告書の第一表の控え、及び収支内訳書の1枚目 <p>※e-Taxの場合は、確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」が記載されている必要があります。(「電子申告の日時」と「受付番号」が記載されていない場合は、「受信通知(メール詳細)」の添付が必要となります。)</p> <p>※個人番号(マイナンバー)が記載された確定申告書類を提出する場合は、個人番号を黒塗りして提出してください。</p> <p>※その他、納税証明書等の提出を追加で求める場合があります。</p> <p>【創業後間もないため、一度も決算又は確定申告を行っていない方のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務署の受付印が押された法人設立届出書(法人の場合) ・税務署の受付印が押された開業届(個人事業主の場合)

<p>⑦</p>	<p>対象事業別添付書類 ※以下の事業を営んでいることが確認できる、次に掲げる書類を提出ください。</p> <p>【製造業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造原価報告書の写し ・対象事業を営むための許認可証の写し（食品製造業の許可証など） ・製造場所、製造品の写真及び製造品を他社に納品していることがわかる納品書の写し <p>【倉庫業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通大臣の行う倉庫業法第3条に基づく登録を受けたことが分かる書類（登録通知） <p>【運送業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運送事業に関する許可証の写し（営業許可証等） ※軽貨物運送業は届出書の写し ・営業車両車検証等の写し（所有台数分） <p>【運転代行業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車運転代行業認定証の写し ・自動車運転代行保険証書の写し ・営業車両車検証等の写し（所有台数分） <p>※そのほか、必要に応じて関係書類の提出や現地調査を依頼する場合があります。</p>
<p>⑧</p>	<p>通帳等の振込口座に関する事項を確認できる書類（写し）</p> <p>振込を希望する口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義（加）を確認できる通帳のページの写し（通帳の1ページ目の見開きの写し等）を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人等の場合は、法人名義としてください。法人代表者の個人名義の口座等では受付できません。 ・個人事業者等の場合は、代表者個人の名義としてください。 ・ネットバンキングや当座口座等で紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳の画面等の写しを提出してください。

※申請書の提出後、必要に応じ、追加で書類の提出を依頼することがあります。期日までに提出が行われない場合は、不支給として取り扱います。